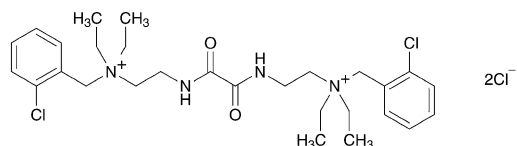


塩化アンベノニウム

Amibenonium Chloride

アンベノニウム塩化物



$C_{28}H_{42}Cl_4N_4O_2$: 608.47

[Oxalylbis(iminoethylene)]bis[N-(2-chlorobenzyl)-N,N-diethylammonium] dichloride [I15-79-7]

本品は定量するとき、換算した乾燥物に対し、塩化アンベノニウム ($C_{28}H_{42}Cl_4N_4O_2$) 98.5 % 以上を含む。

性状 本品は白色の粉末である。

本品は水、メタノール又は酢酸 (100) に溶けやすく、エタノール (95) にやや溶けやすく、無水酢酸に溶けにくい。

本品は吸湿性である。

融点 : 約 205 °C (分解)。

確認試験

- (1) 本品のメタノール溶液 (1 → 5000) につき、紫外可視吸光度測定法により吸収スペクトルを測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。
- (2) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法の塩化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
- (3) 本品の水溶液 (1 → 100) は塩化物の定性反応を呈する。

純度試験

- (1) 溶状 本品 1.0 g を水 10 mL に溶かすとき、液は無色澄明である。
- (2) 重金属 本品 1.0 g をとり、第 4 法により操作し、試験を行う。ただし、硝酸マグネシウム六水和物のエタノール (95) 溶液 (1 → 5) を用いる。比較液には鉛標準液 2.0 mL を加える (20 ppm 以下)。
- (3) 類縁物質 本品 0.10 g をメタノール 10 mL に溶かし、試料溶液とする。この液 1 mL を正確に量り、メタノールを加えて正確に 20 mL とする。この液 1 mL を正確に量り、メタノールを加えて正確に 10 mL とし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 5 μ L ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に 1-ブタノール/ギ酸/水混液 (12 : 6 : 5) を展開溶媒として約 10 cm 展開した後、薄層板を風乾する。これをヨウ素蒸気中に放置するとき、試料溶液から得た主スポット以外のスポットは、標準溶液から得たスポットより濃くない。

乾燥減量 11.5 % 以下 (1 g, 105 °C, 4 時間)。

強熱残分 0.20 % 以下 (1 g)。

定量法 本品約 0.3 g を精密に量り、無水酢酸/酢酸

(100) 混液 (7 : 3) 50 mL に溶かし、0.1 mol/L 過塩素酸で滴定する (電位差滴定法)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1 mol/L 過塩素酸 1 mL = 30.424 mg $C_{28}H_{42}Cl_4N_4O_2$

貯法 容器 気密容器。

塩化インジウム (^{111}In) 注射液

Indium (^{111}In) Chloride Injection

本品は水性の注射剤で、インジウム-111 を塩化インジウムの形で含む。

本品は放射性医薬品基準の塩化インジウム (^{111}In) 注射液の条に適合する。

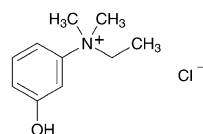
本品には注射剤の不溶性微粒子試験法を適用しない。

性状 本品は無色澄明の液である。

塩化エドロホニウム

Edrophonium Chloride

エドロホニウム塩化物



$C_{10}H_{16}ClNO$: 201.69

N-Ethyl-N-(3-hydroxyphenyl)-N,N-dimethylammonium chloride [I16-38-1]

本品を乾燥したものは定量するとき、塩化エドロホニウム ($C_{10}H_{16}ClNO$) 98.0 % 以上を含む。

性状 本品は白色の結晶又は結晶性の粉末で、おいはない。

本品は水に極めて溶けやすく、エタノール (95) 又は酢酸 (100) に溶けやすく、無水酢酸又はジエチルエーテルにはほとんど溶けない。

本品は吸湿性である。

本品は光によって徐々に着色する。

確認試験

- (1) 本品の水溶液 (1 → 100) 5 mL に塩化鉄 (III) 試液 1 滴を加えるとき、液は淡赤紫色を呈する。
- (2) 本品の 0.1 mol/L 塩酸試液溶液 (1 → 20000) につき、紫外可視吸光度測定法により吸収スペクトルを測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトル又は塩化エドロホニウム標準品について同様に操作して得られたスペクトルを比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。
- (3) 本品の水溶液 (1 → 50) は塩化物の定性反応を呈する。

pH 本品 1.0 g を水 10 mL に溶かした液の pH は 3.5 ~ 5.0 である。

融点 166 ~ 171 °C (分解)。